

入居手続きについて

< 申込方法 >

- 募集期間: 令和6年10月2日(水) ~ 令和6年10月16日(水) 受付時間: 8:30 ~ 17:15
- 申込者多数の場合は抽選により決定いたします。また、期間内に申込みがない場合は随時募集となります。
- 入居時期については、令和6年10月下旬以降となります。

【入居者資格】

- ① 同居する親族がいること。(※高齢者の方、婚姻予定者など例外があります。)
- ② 町税及び使用料等を滞納していないこと。
- ③ 過去に入居していた方は、その際に家賃の滞納をしていないこと。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、町営住宅入居者の居住平穩を著しく害する恐れのある方でないこと。
- ⑥ 年間所得が限度内であること。(別表1 参照)

< 別表1 >

区 分	月収額
一般世帯	158,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下

(例) 一般世帯(限度額: 158,000円以下)

世帯構成: 父、母、子1人(総所得: 2,100,000円)の場合

控除額 同居者控除 @38万円×2名(母、子) = 760,000円

所得控除 @10万円×2名(父、母) = 200,000円

(2,100,000円 - 960,000円) ÷ 12月 = **95,000円(入居可)**

【裁量階層世帯】

下記条件に該当する世帯は、入居申込時の限度額が158,000円 → **214,000円**に引き上げられます。

- ① 入居者が満60歳以上の方で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満の世帯
- ② 身体障害者、精神障害者又は知的障害者の方がいる世帯
- ③ 戦傷病者で、特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
- ④ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- ⑤ 海外からの引揚者の方がいる世帯
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等
- ⑦ 子育て世帯(小学校就学前の子どもがいる世帯)

【必要書類】

入居申込書	建設課管理係より交付
所得証明書	入居予定者全員の所得を証明する書類
誓約書	建設課管理係より交付
納税証明書(過去3年分)	市町村民税その他市町村に納付すべき税の滞納がないことを証明する書類
住民票	入居者及び同居親族の住民票の全部写し
使用料納付証明書	水道使用料、住宅使用料の滞納がないことを証明する書類
その他(障害者手帳・療育手帳 等)	その他控除に該当する書類等

【家賃】

- 家賃については、入居者及び同居者の収入により決定いたします。

【問い合わせ先】

〒969-5345

南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地

下郷町役場建設課管理係

TEL 0241-69-1177 FAX 0241-69-1167

お気軽に
お問合せください!

